

消 防 予 第 298 号

平成 25 年 7 月 25 日

各都道府県消防防災主管部長 }  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長

( 公 印 省 略 )

「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準」の改正に伴う過去の通知の取扱いについて

「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準」（平成 13 年消防庁告示第 36 号）が全部改正され、平成 25 年 3 月 27 日に公布されました（平成 25 年消防庁告示第 2 号）。

今回の告示改正により、易操作性 1 号消火栓（消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 11 条第 3 項第 1 号及び消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 12 条第 1 項第 7 号へただし書の規定に適合するもの）等の構造及び機能について、これまで運用の中で確認を行っていましたが、その基準について明確化が図られたことから、屋内消火栓設備等に関するこれまでの通知については、下記のとおり取り扱います。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、このことについては、日本消防検定協会及び一般社団法人全国消防機器協会に対しても通知していることを念のため申し添えます。

#### 記

次に掲げる通知については、平成 26 年 4 月 1 日に廃止するものとする。

- ・ 「2 号消火栓及び補助散水栓の操作性等に係る総合的評価について（通知）」（昭和 63 年 3 月 18 日付け消防予第 46 号）
- ・ 「天井設置型消火栓等に係る設置基準について（通知）」（平成 6 年 10 月 18 日付け消防予第 273 号）
- ・ 「1 号消火栓の取扱いについて（通知）」（平成 8 年 12 月 12 日付け消防予第 254 号）
- ・ 「易操作性 1 号消火栓の操作性等に係る評価基準の一部改正について（通知）」（平成 16 年 12 月 24 日付け消防予第 259 号）

消防庁予防課設備係

担当：守谷、鈴木、尾上

TEL : 03-5253-7523

FAX : 03-5253-7533

E-mail : k.onoue@soumu.go.jp